

# できることを“一緒”に 魅力ある事業者への第一歩

～障がいを理由とする差別の解消に向けて～



2016年にできた障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別をしないことと、障がい者が社会で暮らしやすくなるために工夫する取組みを事業者に求めています。

事業者はどう取り組めばいいのか。そのヒントを車いすユーザーの稲垣英輔さんと、稲垣さんがよく利用される理容室の方のお話から考えてみましょう。

## インタビュー 稲垣英輔さん

「ニーズを聞いて、  
一緒に考えてくれる」

ちょっとした  
工夫がうれしい



Q: プロフィールを教えてください。

A: 稲垣英輔（いながきえいすけ）と申します。首から下に麻痺があり、車いすを使っている中途障がい者です。10年前に施設を出て自立生活を始めて、現在は自宅から作業所に通っています。

Q: 実際に利用されて、いかがでしたか？

A: とてもあたたかく迎え入れられ、カットもひげそりも丁寧に仕上げてもらって大満足でした。対応が良かったので、今では常連で利用しています。

Q: 理容室では、どんなサポートを受けていますか？

A: 車いすからお店の椅子に移る時は、理容師さんに足を抱えてもらって移乗します。首を自在に動かしたり、自分で固定したりすることができないので、ひげ剃りの時は首の下にタオルを入れて安定させてもらいます。また髪を洗う時は椅子をフラットにして、仰向けで洗ってもらいます。

Q: 困ったことはありませんか？

A: 何をする時も「こうしても大丈夫ですか？」「苦しくないですか？」など確認してくれます。聞いてくれたらこちらも言いやすいので、黙って我慢するようなことはありません。何より、私の姿を見たら笑顔で迎え入れてくれるのがとてもうれしいです。言葉も少し不自由ですが気軽に應對してくれるので、おしゃべりも楽しみのひとつです。



介助者と理容師に手伝ってもらいながらお店の椅子に移ります。

Q: 事業者に何を望みますか？

A: 障がいのない方と同じようにどんなお店も利用できることを願っています。入口に段差があってもスロープを設置してもらったり、店内に入る際にドアを開けてくれたり、移乗を手伝ってもらったりするなど、ちょっとした工夫で障がい者がサービスを利用できるようになります。障がいがあるからといって入店やサービスの提供を拒むのではなく、お店を利用できる方法を一緒に考えてもらいたいです。ちょっとした工夫で解決することもあるので、私たちが何を望んでいるかを聞いてもらえる嬉しいです。